

様式第6(第8条関係)

ダイオキシン類測定結果報告書

年 月 日

(あて先)宇都宮市長

氏名又は名称及び住所並びに法
届出者 人にあつてはその代表者の氏名
郵便番号() 電話番号()

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 大気基準適用施設

採取年月日 及び時刻 (開始時刻～ 終了時刻)	排出 ガス量 (m ³ N/日)	排出ガス 中の酸素 濃度(%)	測定 箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	試料 採取者	分析者	備考

表2 水質基準適用事業場

採取年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 (pg-TEQ/l)	採水者	分析者	備考
	名称	排水量 (m ³ /日)						

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 測定結果については、第3条に基づき、別紙を用いて毒性等量を算出し、その結果を記載するとともに、別紙を添付するものとする。
 3 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。
 4 大気基準適用施設にあつては表1、水質基準対象施設にあつては表2に記載すること。なお、同一届出者が大気基準適用施設及び水質基準対象施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
 5 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
 6 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあつては、それぞれの排水系統の排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。

参考

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	

参考様式

ダイオキシン類測定結果報告書

(ばいじん等)

〇〇年〇月〇〇 日

(あて先)宇都宮市長

氏名又は名称及び住所並びに法

届出者 人にとってはその代表者の氏名[㊞]

郵便番号(-) 電話番号(- -)

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表3 ばいじん、焼却灰

採取年月日及び時刻	試料種別	採取箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 (ng-TEQ/g-dry)	試料採取者	分析者	備考

- 備考 1 報告書及び別紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 試料種別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別を記載すること。
3 使用状況については、ばいじん等の排出時における焼却対象物の種類、焼却量等を記載すること。
4 測定結果については、別紙を用いて毒性等量を算出し、その結果を記載するとともに、別紙を添付すること。
5 2以上の測定結果がある場合は、添付する別紙のそれぞれとの対応関係がわかるように備考欄に記載すること。

参考

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	

別紙

測定したダイオキシン類の構成

整理番号		実測濃度	濃度 (標準酸素 濃度換算)	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性 等価係数	毒性等量
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF					0.1	
	1,2,3,7,8-PeCDF					0.03	
	2,3,4,7,8-PeCDF					0.3	
	1,2,3,4,7,8-HxCDF					0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDF					0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDF					0.1	
	2,3,4,6,7,8-HxCDF					0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF					0.01	
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF					0.01	
	OCDF					0.0003	
	Total PCDF _s	—	—	—	—	—	
ポリ塩化ジベンゾフラン ダイオキシン	2,3,7,8-TeCDD					1	
	1,2,3,7,8-PeCDD					1	
	1,2,3,4,7,8-HxCDD					0.1	
	1,2,3,6,7,8-HxCDD					0.1	
	1,2,3,7,8,9-HxCDD					0.1	
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD					0.01	
	OCDD					0.0003	
	Total PCDD _s	—	—	—	—	—	
Total (PCDF _s + PCDD _s)		—	—	—	—	—	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5-TeCB(#81)					0.0003	
	3,3',4,4'-TeCB(#77)					0.0001	
	3,3',4,4',5-PeCB(#126)					0.1	
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)					0.03	
	2',3,4,4',5-PeCB(#123)					0.00003	
	2,3',4,4',5-PeCB(#118)					0.00003	
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)					0.00003	
	2,3,4,4',5-PeCB(#114)					0.00003	
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)					0.00003	
	2,3,3',4,4',5-HxCB(#156)					0.00003	
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)					0.00003	
2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)					0.00003		
Total コプラナーPCB		—	—	—	—	—	
Total ダイオキシン類		—	—	—	—	—	

- 備考 1 大気の測定結果を記入する場合にあっては、単位を ng/m³(毒性等量にあっては、ng-TEQ/m³N)とし、水質の測定結果を記入する場合にあっては、単位を pg/l(毒性等量にあっては、pg-TEQ/l)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは、"ND"と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本産業規格K0311 又はK0312 によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。